

2026年2月6日

金融資産の予想信用損失に係る会計基準等の公開草案に対する意見

企業会計基準委員会 御中

立教大学大学院人工知能科学研究所客員教授
公認会計士 前田順一郎

2025年10月29日付け「企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表」に関して、「企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」）において提示された「簡素化された予想信用損失の算定方法」（以下「簡素化された方法」）の解釈については、既に検討を開始している地域金融機関等において様々な議論が生じている。当該議論等を踏まえ、以下のとおり、公開草案に対する意見を申し上げる。

1. 簡素化された方法の位置づけ

（1）原則的な取扱いと簡素化された方法との関係～両者併存の可否の明確化～

同一の報告主体（連結グループ内あるいは企業内）において、SICR判定に限らず、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値も含め、原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが想定されるが、そもそも両者の算定方法が併存することが許容されないのではないか、といった意見も聞かれる¹。これは例えば、以下のような場合に問題となる。

- ・ 親会社は一律に原則的な取扱いを採用することとしているが、傘下の金融機関が簡素化された方法を採用したいと考えている（あるいはその逆）。
- ・ 他の金融機関との企業結合（親子会社、持株会社などの形式を含む）が想定されるが、想定される企業結合の相手と算定方法が異なる場合に、企業結合時に必ず

¹ BC8には「ステップ2とステップ4のいずれの会計基準を適用するかは（略）会計方針として選択するアプローチとすることとした。」とあり、結論の背景はその前提で整理されているようにも読める。そもそも本論点は「会計方針」ではなく「会計上の見積り」の問題ではないかと思われるが、この整理も議論の混乱を招いている可能性がある。

算定方法を統一する必要があるのかが不明である。

- 同一金融機関内において、債務者単位で信用リスクを管理する一般法人向け貸出金については簡素化された方法を用いるが、債権等ごとに信用リスクを管理するストラクチャードファイナンスやシンジケートローンへの参加などに関しては原則的な取扱い（SICR 判定、複数シナリオの考慮、実効金利など）を採用したいと考えている。
- 基本的には单一シナリオとすることを想定しているが、例えば残存期間が長期となる住宅ローンについては複数シナリオを考慮したいと考えている。

簡素化された方法の意義については、適用指針案の結論の背景 BC23 の記載を斟酌すれば「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」であると理解される。

IFRS9 を参照すると、例えば「集合的ベース(collective basis)」での測定の場合に一貫して強調されているとおり「当初認識以降に個々の金融商品のレベルで SICR があった場合の全期間の予想信用損失を認識した結果と近似するようにする (approximate the result of recognising lifetime expected credit losses when there has been a significant increase in credit risk since initial recognition on an individual instrument level)」(IFRS9 B5.5.4、結論の根拠は BC5.141) ことが求められる。今回の公開草案においても、IFRS9 と同様の規定があり、「包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定する方法」(適用指針案 5 項) が示されているが、その際に「個々の債権等ごとに信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を算定した結果と近似するようにする」(適用指針案 BC44) ものとされている。

こういった考え方からも分かるとおり、簡素化された方法の算定においても、その結果は、当然に原則的な取扱いによった場合の算定結果と近似することが想定されているものと考えられ、両者の算定方法が併存したとしても、会計数値に大きな影響が生じることは想定されないだろう。

適用指針案 BC89 においては、「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」との記載がある。しかし、これはあくまで SICR 判定、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値という各項目について、個別に選択適用できるものとされたことの説明であり、連結グループ内あるいは個別企業内において、それぞれの項目について原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが認められるのかという点は明らかではない。

企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する、という観点からは、連結グループ内あるいは個別企業内において、原則的な取扱いと簡素化された方法の両者が併存するの、むしろ当然のことであると考えられる。しかし、現状の公開草案のままであれば、そ

の点が明らかではないことから、具体的な適用検討の際に大きな混乱が生じる可能性がある。こういった問題を鑑み、簡素化された方法と原則的な取扱いとの関係を整理の上で、両者の併存の可能性について明確に記載すべきであると考える。

（2） 簡素化された方法の適用対象～一般金融機関や事業会社は適用できるのか～

預金等受入金融機関以外の金融機関や商社等の事業会社においても、債権等の信用リスク管理を内部信用格付に基づいて行っている場合も多い。しかし、適用指針案の簡素化された方法のうち SICR 判定に関しては、旧金融検査マニュアルに基づく定義を前提に文案が作成されていることから、預金等受入金融機関以外の企業では適用できないのではないか、という意見も聞かれる。一方で、本基準は業種別基準ではないことから、当然に適用できるのではないか、という意見も聞かれる。

適用指針案 57 項～61 項において「正常先」「要注意先」「破綻懸念先・実質破綻先・破綻先」といったわが国の金融規制当局が預金等受入金融機関の金融検査に活用していた旧金融検査マニュアルの概念が記載されていることや、結論の背景に「多くの金融機関では（略）「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等（略）を踏まえた金融資産の信用リスク管理（資産の自己査定）実務が長年行われており（略）実務負担に配慮する観点から、債務者区分を活用した信用リスクの著しい増大に関する判定の方法を検討することとした。」（BC93）との記載があることから、検討の出発点が預金等受入金融機関の実務負担への配慮だったことは分かるが、結果的に当該規定がどのような業種・企業を対象としているのかが明確ではない。

そもそも金融商品会計基準は業種別の会計基準ではないものと考えられる。我が国事業会社や預金等受入金融機関以外の金融機関においても、内部信用格付を用いた債権管理を行っている企業は多数存在する。預金等受入金融機関の実務に精通していない事業会社や一般的な金融機関の関係者にとっては、当該算定方法の記載には唐突感があると言わざるを得ない。

公開草案を素直に読めば、それら企業が SICR 判定にあたって簡素化された方法の採用を検討する場合においては、旧金融検査マニュアルで活用されていた債務者区分を新たに定義するとともに、「正常先」についてはさらに「優良格付」「中間格付」「要判定格付」の三つに細区分することを検討する必要が生じることとなるのだろうが、これは当該算定方法が採用された趣旨とは異なるものであると承知している。

一般的な会計基準としては、旧金融検査マニュアルの概念を用いた整理をすべきではないと思われるが、そういった点も踏まえ、そもそも簡素化された方法を一般金融機関や事業会社が適用できるのか、について明確にすべきである。

(3) 簡素化された方法と延滞基準との関係の整理

簡素化された方法と延滞基準との関係についても、議論に混乱が生じている。IFRSを適用している海外の金融機関の実務には様々なものがあるが、特に中小規模の金融機関の場合には、事実上の延滞基準（30日超をSICRあり、90日超をデフォルト、但し、延滞等の遅行性については考慮する前提）を用いているケースも多いと考えられる²。

一方、我が国の預金等受入金融機関においては、旧金融検査マニュアルに基づく自己査定が行われ、非上場かつ財務諸表監査のない中小事業者の与信先についても、財務諸表を入手し財務分析の上で、債務者格付を定期的に見直す実務が定着している。そして、旧金融検査マニュアルにおける要注意先の定義は「金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者」とされている（なお、同定義は公開草案の適用指針案59項に引き継がれている）。

従って、「その他要注意先」には、事実上延滞している場合のほか、延滞がなくても、連続赤字である等の理由により業況が低調ないしは不安定な債務者なども含まれている。そういう意味では、「その他要注意先=SICRあり」と整理すれば、30日超の延滞先債権等も含まれることになり、かつ延滞等の遅行性も勘案されることになるから、通常はIFRS 9に照らしても妥当な取扱いとなるものと言えよう。

また適用指針案の原則的取扱いの整理の中で、1ヶ月超をSICRあり（8項）、3ヶ月超をデフォルト（10項）とする規定があり。これはIFRS9の延滞基準と同趣旨であろうから、このような取扱いは公開草案の原則的取扱いとして整理されることになるだろう。しかし、もし簡素化された方法を適用するのであれば、正常先下位（要判定格付）に対する債権等はSICRありとするのが原則とされていることから、延滞基準よりも保守的になり、原則的取扱いと異なる結果となってしまう。

我が国の預金等受入金融機関においても、延滞基準を用いた上で、「その他要注意先=SICRあり」とみなすことで、延滞等の遅行性要因を勘案するという整理は考えられるものと思われる。その場合、公開草案の原則的取扱いに従っているだけでなく、IFRS 9にも従っているため、国際的な利用者の利便にも資することになる。このように、簡素化され

² 欧州銀行監督局（EBA）の調査「IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS 2023 MONITORING REPORT (November 2023)」（下記リンク）p22に示された表（Figure2）によると、「SICR 判定に用いられる主要な指標（Main indicators used to assess the ‘significant increase in credit risk’）」としては、「PD の相対的变化（Relative change in PD）」が 22 件と最も多いものの、「30 日延滞（30 days past due）」が 11 件、「ウォッチリストへの区分(Inclusion in Watch-list)」が 14 件、「条件変更(Forbearance)」が 16 件（これら 3 つで合計 41 件）とされている。

<https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2023-11/25b12d35-9c28-4335-a589-166c77198920/Final%20Report%20on%20IFRS9%20implementation%20by%20EU%20institutions.pdf>

た算定方法を適用せずに、原則的取扱いの整理の中で、IFRS9においても許容されるであろうSICR判定の方法を選択することが、日本基準においても認められることを明確にすべきである。

しかし、仮にもしそういった整理でよいのだとすると、公開草案において、なぜわざわざ簡素化された方法としてSICR判定の規定を設けようとしているのか、という疑問も生じてくる。そもそも、上述のとおり、簡素化された方法と原則的方法の関係の整理が必要だと思われるが、その上で、延滞基準等との関係については特に慎重に整理する必要がある。また、これも上述のとおりであるが、一般金融機関や事業会社は簡素化された方法を適用できるのか、という論点の整理如何によっては、この問題はそれらの会社にも波及し、より広範に影響する。そういう観点も踏まえ、簡素化された方法と延滞基準の関係をあらためて整理した上で、その趣旨をしっかりと明示すべきである³。

³ ASBJのこれまでの議論を踏まえると、簡素化された算定方法のSICR判定の規定については、基本的にIFRS9を我が国の銀行等の実務に当てはめた際の解釈がテーマとなっていたのではないかと理解している。そうであれば、当該SICR判定の規定については、規範性のある適用指針としてではなく、規範性のない補足文書等で、業種別の解釈の一例として示せばよい。また、その記載ぶりについても、例えば「旧金融検査マニュアルに従って債務者区分をしている銀行等においては、要注意先以下に対する債権等をSICRがあるものとして取扱う、との整理を基礎として予想信用損失の算定を行うことも考えられる」といった一文を記載すれば足り、この対応により本意見書において指摘した多くの課題が解決されるものと思われる。

2. SICR 判定に係る簡素化された方法について

(1) 「要判定格付」という用語の修正

適用指針案では、正常先について「次の手順により信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する」(57 項)とあるとおり 3 つに区分するものとされている。また、58 項(1)において「優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う」とされ、(2)において「要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。」との原則が示されている。

(正常先の SICR 判定の原則)

| | SICR 判定 |
|-------|-----------------|
| 優良格付 | SICR なしと取り扱う |
| 中間格付 | SICR なしと取り扱う |
| 要判定格付 | 原則：SICR ありと取り扱う |

このように「要判定格付」(正常先下位)については「原則として SICR あり」と取扱うことされているにも関わらず、「要判定格付」という、あたかも「SICR の判定を要する格付」ではないかという疑念を惹起させる用語が用いられている。

同項には反証規定として「ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。」という記載がある。この反証規定は「ただし書き」として記載された「できる規定」に過ぎないが、「要判定格付」という用語を用いた場合、この「できる規定」が原則であるかのような誤解を招きかねない。

従って、「要判定格付」という用語は、基準解釈の際に大きな誤解を招きかねないことから、当該用語については修正すべきである⁴。

(2) 正常先の区分を原則として 2 区分とする修正

上述のとおり、適用指針案では正常先を 3 つに区分するのが原則とされている。しか

⁴ 本意見書では用語や基準上の整合性など多くの課題を指摘しているが、当方はそもそも要判定格付（正常先下位）に反証規定を設けるべきではない、と考えている。また、簡素化された算定方法としての SICR 判定に関する記載も不要である、とも考えている。その主な理由は（5）に記載した実務適用上の課題、（6）に記載した会計基準上の整理の困難さ、4（2）に記載した IFRS 9 との整合性である。

し、公開草案を通読しても、中間格付が必要になるのは、要判定格付に対して反証規定を用いる際に前期末における区分を判定する場合のみ（58 項（2））である。一方、上述のとおり、反証規定は「ただし書き」として記載された「できる規定」に過ぎない。

そうであるにも関わらず、正常先について、中間格付を含む 3 つに区分することを原則とすることは不合理である。内的整合性の観点からも、原則として正常先を 2 区分としつつ、反証規定（できる規定）を用いる場合にのみ中間格付を含む 3 区分すると整理すべきである。

なお、結論の背景においては「正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すもの」であり「このため、当該内部信用格付については、みなし規定と反証規定の組み合わせによって債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うことを求めることとした」（BC98）と記載されている。この説明は 58 項の「原則として SICR なし、ただし反証できる」という整理の説明にはなっておらず、あたかもこの「できる規定」が原則であるかのような誤解を招く記載となっていることから、これについても修正をすべきである。

（3） 優良格付と中間格付の定義の明確化

優良格付および中間格付の定義は以下のとおりである（57 項（2）（3））。

- ・ 優良格付： 要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付
- ・ 中間格付： 要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない内部信用格付

このように優良格付については、最終的には「優良格付に該当する内部信用格付」、中間格付については「いずれにも含まれない内部信用格付」とされており、事実上、何も定義されていない。

また、同項には「なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によつては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、優良格付及び要判定格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある。」との記載がなされている。後段については、既述のとおり、そもそも中間格付が存在しないと判断するのはむしろ原則であると考えられ、それは「デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況」によらないため文言修正が必要である。

その上で、前段の「デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合（略）がある」という文言についても、その趣旨

が不明瞭であると考えられる。優良格付のみが存在するということは「正常先=SICRなし」という整理となるものと考えられ、その場合には反証規定の適用の余地はないと考えられるが、具体的にどのような場合にこの整理となるのかについては説明がないため、その判断は容易ではない。

(4) 「信用リスクが低い金融資産」との関係の明確化

適用指針案においては24項～28項に「信用リスクが低い金融資産」の規定があり、この規定は原則的な取扱いを構成するものと理解している。具体的には「債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる」(24項)とされ、次のすべてを満たす場合が該当するとされている(25項)。

- (1) 債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。
- (2) 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。
- (3) 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。

さらにこの判断は「債権等に係る信用リスクの絶対的な水準に基づいて行う」とされ、「判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であり、かつ債権等の種類及びリスクを考慮した内部信用格付又は他の方法を用いることができる。例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。」(26項)とされている。

SICR判定に係る簡素化された方法とは、当該規定の適用上の解釈をしたもののようにも思われ、具体的に優良格付や中間格付(②で指摘した通り、反証規定を用いなければ当該区分は不要)に該当する債権等が「信用リスクが低い金融資産」に該当する、との整理が念頭に置かれていると解釈することもできると思われるが、その点は明らかではない。端的に言えば、これがIFRSとのGAAP差異なのか否かは重要な論点であるが、その点が不明確であることから、その適用上も混乱が生じることが予想される。よって、当該整理を明確にすべきである。

(5) 反証規定の実務適用上の課題への対応

適用指針案においては、要判定格付に反証規定が適用できるのは以下の3つの場合であるとされている(58項(2))。

- ・ 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合
- ・ 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合
- ・ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

しかし、「優良格付」「中間格付」は事実上何も定義されていないことから「前期末において中間格付に区分されていた場合」の判断についても実務に委ねられることになる。これは様々な適用上の問題を生じさせる。例えば、中間格付の範囲を極めて広くする等により、事実上「正常先=SICRなし」という整理をすることは内部統制上、あるいは監査上許容されるのだろうか⁵。会計監査人の立場からは、そういった整理は常識的には認められず、もとより「正常先=SICRなし」と整理するのが明瞭性の観点から望ましいと思われるが、会計基準どおりの取扱いであることから、これを否定するのも監査上困難となる。

また、要判定格付の反証を「前期末」という一時点と比較して行うことによるところ、実務への適用において様々な混乱が生じることが予想されている。具体的には、優良格付（正常先上位）から中間格付（正常先中位）に落ちる時期によって、個別の債務者に対する債権等に対する引当額が異なる結果となるため、例えば現行実務において想定される以下のような場合に、内部統制上も監査上も判断が極めて困難になる可能性がある。

- ・ 正常先上位だった債務者の信用悪化に応じて、なるべく早めに正常先中位に落とすという判断が必ずしも保守的ではなくなる。
- ・ 本来は正常先下位となる可能性のある債務者の状況を見極めるために、いったん正常先中位とし、その後に状況を見極めた結果、正常先下位に落とすといったプロセスを経た場合には、SICRは発生しないことになる。
- ・ 当期末と前期末を比較すればSICR発生とはならないが、例えば中間期末と前中期末を比較すればSICR発生となる場合があり、内部管理上混乱が生じる。
- ・ その他要注意先の状態で貸付を実行した場合に、その後、当該債務者が正常先にランクアップした場合には反証規定を用いてもSICRなしとして取り扱うことができないため、信用リスク管理上あるいは内部管理上混乱が生じる。

これらの課題を十分に踏まえた上で、もし反証規定を設けるのであれば、優良格付と中間格付の定義の明確化と合わせ、実務上の適用上の課題への対応を行う必要がある。

⁵ 現在、簡素化された算定方法に基づくSICR判定の具体的適用にあたり、一部の銀行等は、正常先を3区分しつつ、中間格付の範囲を広くすることにより「正常先=SICRなし」という整理を検討していると伺っている（この場合、次段落に記載の事項は問題とならない）。いずれにせよ、実務上そのような整理がなされることが想定されるのであれば、もとより「正常先=SICRなし」と整理した上で、将来予測の適切な反映等を求める方が、より健全な会計実務の形成に資すると言えよう。

(6) 反証規定についての会計基準上の趣旨の明確化

現行の他の会計基準の規定において「できる規定」は、主に実務上の便宜や保守主義の観点から認められてきたものと承知している。要判定格付及びその他要注意先の反証規定は「できる規定」とされているが、当該反証規定を具体的に適用した場合、実務上の負荷は大きくなるとともに、原則（反証規定を用いない）よりも貸倒引当金の額を小さくするものであり、保守主義に反する懸念がある。

特に預金者保護等の観点から保守的思考が強く求められる預金等受入金融機関において、実務上の負荷が大きくなるばかりでなく、保守主義に反する懸念のある規定を用いることは、現実的には困難であるとも考えられるところ、当該規定の趣旨の明確化が求められる。

もし、IFRS9号との一定程度の整合性という趣旨のみであれば、上述のとおり様々な課題があるにも関わらず、あえて反証規定を設ける意義は乏しいものと考えられる。そもそもIFRS9の趣旨は、信用リスクの上昇により、当初認識時点での想定と比較して、契約上の金利水準ではリスクに見合ったキャッシュ・フローを得られなくなつたことをもってSICRありと判定するものであると理解されるが、要判定格付の反証規定は、期末と前期末という2時点の比較による信用リスクの下落が急激か緩やかかによって結果が異なるものであり、IFRS9の趣旨とは似て非なるものである。こういった方法を容認した場合には、もはや「原則的な処理の考え方の大枠」からも逸脱してしまっており、本基準がIFRS9と整合的であるとは言えないものと考えられる。

当該規定を用いても必ずしも信用リスク管理の高度化が期待できるものではなく、むしろ信用リスク管理の混乱を招くことが懸念されるとともに、IFRS9とも不整合を生じさせるといったことも踏まえた場合に、あらためて反証規定の会計基準上の趣旨を整理の上で、適切な対応をすべきである。

(7) 要判定格付の定義の再整理と閾値の概念の明確化

要判定格付は「期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付」という定義がなされている（57項(1)）。定義上、実際にはSICRが発生しない債権等も含め「SICR発生の可能性がある債権等」のすべてを「SICRありとみなす」ことになることから、原則的な取扱いによる方法と比べた場合、簡素化された方法の原則法（反証規定を用いない）による方法の方が、必ず予想信用損失の額が大きくなることになる。

さらに、結論の背景においては「正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すもの」（BC98）とされていることから、やはりこのような解釈が想定されているものと考えられる。

しかし、既述のとおり、簡素化された方法は、適用指針案の結論の背景 BC23 の記載を斟酌すれば「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」とあると理解され、簡素化された方法の算定結果は原則的な取扱いによった場合の算定結果と概ね一致することが想定されているものと考えられる。

IFRS9 の「集合的ベース」での評価の規定には、信用リスクは「遅行性要因」が観察される前に増大している（IFRS9 B5.5.2）という理解を前提に、「期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を取り込まなければならない」とされており、この趣旨は既述のとおり「個々の金融商品レベルで（略）認識した結果と近似するようにするため」（IFRS9 B5.5.4）である。

このように、IFRS9 は、集合的ベースの測定を用いる前提として、一次的な算定の段階で個々の金融商品レベルでの測定結果よりも保守的になることは想定されていないのであるが、公開草案の規定をそのまま適用すると、逆に一次的な算定の段階で必ず個々の金融商品レベルでの算定結果よりも保守的になってしまう。

よって、どのように個々の金融商品レベルで認識した結果と近似させるのか、といった点が実務上大きな課題となる。あるいは公開草案は、そもそも結果を近似させることを求めておらず、保守的のまま良いと想定しているのではないか、という意見も聞かれるが、その場合には、簡素化された算定方法は IFRS9 とは異なる趣旨のものであり「原則的な処理の考え方の大枠」から逸脱した規定である、と言わざるを得ないだろう。

要判定格付の定義が適切に修正されれば、この問題は解消される可能性があるが、現状の定義のままであれば、IFRS9 と同様に「個々の金融商品レベルで（略）認識した結果と近似」させるためには、原則的な取扱いによる算定時に用いる閾値よりも大きくする、あるいは予想信用損失額の一次的な算定結果にマイナスの補正を加える等の実務的な対応が求められる可能性がある。

しかし、それらの取扱いの必要性は公開草案から読み取れるものではない。もし、要判定格付の定義の修正がなされないのであれば、そういった取扱いが妥当であると解釈できるように、明示的な説明を加えるべきである。

3. SICR 判定以外の簡素化された方法の論点

(1) 平均残存期間に係る簡素化された方法～要管理先の平均残存期間とは？～

適用指針案 63 項においては「信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、(略) 要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については(略) 平均残存期間を用いることができる。」とされており、当該規定の対象には要管理先が含まれる。しかし、適用指針案 28 項の信用減損金融資産の定義、および 59 項の要管理先の定義に鑑みて、要管理先向け債権は通常信用減損金融資産の対象になり、デフォルト事象が発生した債権等に相当するものと解される。

金融商品会計基準案 28 項にあるとおり、SICR が発生している債権等については「全期間の予想信用損失を算定する」とことされ、同注 9-3 のとおり「全期間の予想信用損失とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう」とされている。適用指針案 63 項の規定は、当該「予想存続期間」の見積りにあたっての簡素化された方法であると解されるが、すでにデフォルト事象が発生している債権等の存続期間という概念は存在しないはずと考えると、「要管理先向け債権等の予想存続期間」とは具体的に何を指しているのか、理解が困難である。したがって、本規定の具体的な意義の明確化の上で、必要に応じて適用方法に係る設例を示す等の対応をすべきである。

(2) 将来予測シナリオの「単一シナリオ許容」の規定について

金融商品会計基準案注 5-2 に「予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものを行う」と定義されているとおり、「確率加重」は今回の公開草案及び IFRS9 の根幹をなす概念であるものと理解される。

そのような趣旨から適用指針案 43 項においては「複数シナリオの考慮」の規定が設けられているものと理解しているが、簡素化された方法においては、何らの条件が付されることもなく、64 項において「第 43 項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」という規定が設けられている。さらに、その経緯の説明については、BC70～73 に存在するが、最終的には「すべての企業が確率による加重計算を適用することは実務上困難であると考えられることから」(BC73) という説明がなされているのみである。

もし、ある金融資産（グループ）について、複数シナリオを考慮した場合に多額の信用リスクの発生が予想されるのでれば、「実務上困難」だったとしても、経営上の観点からも複数シナリオを考慮して、その結果を会計数値にも反映すべきだろう。一方、複数シナリオを考慮しても多額の信用リスクの発生が予想されない、という何らかの経営管理上の分

析をしているのであれば単一シナリオを許容する余地があるかもしれない。もし、そういった経営管理上の分析をしているという前提条件を付すのであれば、IFRS9 等との一定の整合性が確保されると言える可能性はある。

いずれにせよ、公開草案の記載のままであれば、IFRS9 の趣旨及び「原則的な処理の考え方の大枠」から逸脱てしまっているものと考えられる。このような問題を踏まえ、当該規定について再検討すべきである。なお、その際に、この前提は「原則的な取扱いと簡素化された方法の関係～両者併存の可否の明確化～」で指摘したとおり、両者併存が可能でないと、成立しない議論であることも留意されたい。

(3) 予想信用損失の算定に約定金利等を用いる方法の位置づけについて

金融商品会計基準案 注5-2において「信用損失」とは、「すべてのキャッシュ・フローの不足額を現在価値に割り引いたもの」と定義されており、貨幣の時間価値の考慮については、今回の公開草案及び IFRS9 の根幹をなす概念であるものと理解される。これは、「償却原価の算定」と「予想信用損失の算定」の二つの場面で論点となるものであるが、前者については実務指針案、後者については適用指針案で記載がなされている。

「償却原価の算定」に関しては、実務指針案では、「実効金利法を適用する際に、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料を識別する。金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料は、実効金利の調整として扱われる。」(実務指針案 57-6) とされる一方で、IFRS9 には存在しない規定として、(1)特定の役務に対応する手数料であることが明確、(2)設定された手数料が対応する役務との関係で合理的、という 2 要件を満たす手数料については、「実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる」(実務指針案 57-10) ものとされている。さらに「組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利(又は約定金利相当の率)を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる」(実務指針案 105-2) とされており、結果的には、償却原価の算定において、実効金利を用いないことが容認されている。

一方、「予想信用損失の算定」に関しても、貨幣の時間価値を反映することが求められ(金融商品実務指針案 27-2)、適用指針案では、具体的には「期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く」(同 47 項) こととされている。そして、当該割引には「債権等の発生の認識における実効金利又はその近似値を用いる」(適用指針案 48 項) と規定されているが、実務指針案における償却原価の算定に係る上記実務指針案 105-2 を受ける形で、予想信用損失の算定についても「組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて約定金利(又は約定金利相当の率)を用いて

償却原価の算定を行う場合（金融商品実務指針 105-2）、本適用指針第 47 項の予想信用損失の算定においては、本適用指針第 48 項にかかわらず、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行う。」（適用指針案 65 項）こととされている。

ここで、予想信用損失の算定における約定金利等の活用については、実務指針案 105-2 の規定に基づき約定金利を用いて償却原価を算定した場合の整合性の観点から、必ず適用することが求められるものであるとされている。よって、これは「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」と呼ぶべきものではなく、他の 3 項目とは性質を異にするものである。従って、当該規定については「簡素化された方法」ではないことを明らかにするよう、区分あるいは表現を修正すべきである。

4. その他全般的な論点

(1) 「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語の意義の明確化

「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語については、適用指針案 49 項の「合理的で裏付け可能な情報」の例示として「企業内部における貸倒実績」「他社における貸倒実績」と挙げられているほか、同 50 項において「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」、同 52 項の「予想信用損失の算定に貸倒実績を用いる場合、貸倒実績率が観察されたグループと整合的な方法で定義したグループに対して、貸倒実績率に関する情報を適用する」といった記載において使用されている。また、同 38 項においては「受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（略）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。」という便法も存在する。

これらの規定に基づき、適用指針案の設例 8 「貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定」や設例 10 「期日経過に応じた引当率を定める方法」において「貸倒実績率」を基礎とした算定方法が例示されている。これらの項目以外においても「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語は適用指針案を通じて使用されている重要な概念であるものと理解している。

第 540 回企業会計基準委員会の議事録を読むと、少なくとも議論の中では「貸倒実績」は「過去に発生した信用損失」を意味することを想定していたようである。IFRS 9においては、「合理的で裏付け可能な情報」として「考えられるデータ源」の例として、「内部の過去の信用損失の実績（Internal Historical Credit Loss Experience）」（IFRS9 B5.5.51）あるいは「過去の信用損失率（Historical Credit Loss Rates）」（IFRS9 B5.5.53）という表現があり、もともとはこれを意図していたように思われる。しかし、公開草案には「貸倒実績」「貸倒実績率」の定義が見当たらない。

現在「貸倒実績率」の具体的な算定方法が示されている「金融商品会計に関する実務指針」や「金融商品会計に関する Q&A」の規定をすべて削除することが提案されており、「貸倒実績率」の定義の規定は消滅することになる。現行の実務指針の 110 項「一般債権の貸倒見積高の算定」には「貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定するが、貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間（以下「算定期間」という。）は、一般には、債権の平均回収期間が妥当である。」とされており、設例 12 「一般債権の貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定」として具体的な算定方法が例示されているほか、関連する規定が存在するが、これらも削除が提案されている。とはいえ、「貸倒実績」「貸倒実績率」という言葉が用いられている以上は、実務的には現行の実務指針や Q & A の定義が参照されることも想定される。

しかし、例えば IFRS9 の設例 9 「損失率アプローチに基づく 12 か月の予想損要損失の測定」（IE53～57）などで想定されている損失率も含め、IFRS9 で想定されている損失率

は、一般には一定期間内に発生したデフォルト先にて観測された「全期間の損失額の合計」を意味するものであると考えられており、我が国の現行基準における「貸倒実績率」とは概念が異なる、という意見も聞かれるところである。

このように、現状においては「貸倒実績」及び「貸倒実績率」という概念について様々な解釈を生じさせる懸念があり、公開草案における「貸倒実績率法」が、現行と同じく「今後の一定期間における予想損失額を見込む方法」なのか、あるいは「過去に発生した信用損失を基礎として、(SICRなし：12か月の、SICRあり：全期間の)予想信用損失を算定する方法」と読むべきなのか、といった議論も生じ、その解釈に混乱が生じることが予想される。したがって、「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語の意義を明確化した上で、例えばその算定の具体的な設例を示す等の対応をすべきである。

(2) IFRS9との整合性の再整理等

公開草案における「簡素化された方法」やその他のオプションについては、以下の二つの類型があると思われる。

- ① IFRS9の趣旨の範囲内で、その趣旨を我が国の預金等受入金融機関の実務等に当てはめて解釈したもの
- ② IFRS9の趣旨から逸脱するが、我が国の預金等受入金融機関の実務等に鑑みて規定しているもの

当方の個人的な理解であるが、SICR判定の原則（要判定格付について反証しない方法）は適切な算定がなされることを前提に①に含まれるとの整理が可能であるが、要判定格付について反証する方法は、債務者ごとに前期末の信用リスクと比較してSICR判定する方法はIFRSの実務上も考えられないことから②になるものと考えている。また、平均残存期間の利用についても、それが予想存続期間の最善の見積手法として用いられるのであれば①の範囲内に含まれると言えるだろう。単一シナリオの容認については、その活用を無条件に認める現状の規定は②と整理せざるを得ない。また、「簡素化された方法」という整理ではないが、約定金利等の利用については、償却原価算定における収益認識基準の適用（実務指針案57-10）と約定金利の活用（同105-2）、適用指針案の予想信用損失に係る約定金利の活用（適用指針案65項）のいずれも②に該当するものと理解している。

もっとも、それは当方の個人的な理解に過ぎない。国内外を問わず、財務諸表利用者も当該基準がIFRSとどう異なるのか、という点については大きな関心があるものと予想される。また、今後IFRS適用企業と日本基準適用企業との企業結合などで会計方針を統一する必要性も多くなることも想定される中で、実務上はGAAP差異分析も至るところで求

められるだろう⁶。

これら以外にも、審議の過程では、適用される予定のオプションのリストが作成されていたものと承知をしているが、それらが①なのか②なのか、という点は明確にすべきである。そういった点を、結論の背景や補足文書等で、しっかりと整理して明示することは極めて有用であると考えられる。

そもそも①に相当するものは規範性のある適用指針で記載すべきなのか、と言う点もあらためて検討する必要がある。①の内容であれば、事実上は業種別の解釈指針であろうから、規範性のある文書とは別の形で公表するか、他の機関に検討をゆだねるべきではないか、とも考えられる。この点も合わせて検討されたい。

(3) 受取手形という文言についての対応

公開草案においては各所で「受取手形」という文言が用いられているが、現在、政府方針をもとに産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みが行われており、2027年3月末までに手形・小切手の交換が廃止されることが決定している。

現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」においては金融資産とは、「現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに（略）デリバティブ取引（略）により生じる正味の債権等をいう。」

（4項）とされ、金融負債とは「支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。」（5項）とされていることから、金融資産及び金融負債の定義にも及ぶ論点であるものの、公開草案は手形・小切手の交換廃止日以降に適用されることが予想されるため、現段階において対応すべきである。

以上

⁶ 本会計基準の開発は、ASBJが2016年に公表した中期運営方針における「今後、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み」として検討が行われたもの（BC1）であり、合理的な理由のない場合には、IFRS9と整合性のあるものにすることが期待される。また、IFRS9が公表されてから10年以上経過し、海外の小規模の金融機関も含め、実務が定着してきているものと考えられ、そういった実務を踏まえた上で基準等を示すべきである。何ら合理的な理由もなく、IFRS9の規定をカーブアウトすべきではない。また、結果として本公開草案の議論を踏まえ、信用金庫等においては、さらに当該基準をカーブアウトすべき、という議論も生じているものと承知しているが、今後、銀行と信用金庫等との合併が想定されることを踏まえても、こういった状況は好ましいものではない。銀行・信金等における貸倒引当金の評価は、いわば「貨幣の価値の評価」に直結する問題であり、マクロ経済の観点からも極めて重要である。この問題についても明確な整理がなされる必要がある。